

平成 27 年 8 月 17 日

天理市議会議長 大橋基之様

総務財政委員会

委員長 堀田佳照

### 総務財政委員会視察報告書

視察日程 平成 27 年 6 月 30 日（火）～7 月 2 日（木）

視察先及び調査事項

秋田県横手市 6 月 30 日（火）

調査事項 「食と農からのまちづくり事業」について

- ・ 地域産業、企業の活性化及び市民の所得向上、雇用創出について
- ・ 今後の課題

秋田県男鹿市 7 月 1 日（水）

調査事項 「空き家適正管理条例の制定」について

- ・ これまでの経過、現状
- ・ 今後の課題

秋田県大仙市 7 月 2 日（木）

調査事項 「地域振興事業（地域枠）」について

- ・ 地域住民との協働による地域活性化
- ・ 今後の課題

「小規模・高齢化集落等コミュニティ対策事業」について

- ・ 人口減によるコミュニティ維持、活性化
- ・ 今後の課題

視察議員	委員長	堀田佳照
	副委員長	市本貴志
	委員	加藤嘉久次
	委員	寺井正則
	委員	大橋基之
	委員	荻原文明

随 行 議会事務局 阪本 学

## (1) 視察先及び目的

### 1. 秋田県横手市

調査事項 「食と農からのまちづくり事業」について  
・地域産業、企業の活性化及び市民所得向上、雇用創出について

目的 ・「食」と「農」を中心とした地域戦略の事業化  
・地域産業のブランディング化、販売販路の拡大  
・先進的な取り組みにおいて行政の役割とは

### 2. 秋田県男鹿市

調査事項 「空き家適正管理条例の制定」について  
目的 ・超高齢社会における空き家対策を先進地に学ぶため

### 3. 秋田県大仙市

調査事項 「地域振興事業（地域枠）」について  
「小規模・高齢化集落等コミュニティ対策事業」について  
目的 ・地域住民との協働による地域活性化の取り組みと、人口減により失われつつある小規模集落のコミュニティ維持、活性化の取り組みの先進事例に学ぶため

## (2) 視察概要

### 1. 秋田県横手市

①視察日時 平成27年6月30日（火）13時30分～15時30分

②調査事項 「食と農からのまちづくり事業」について

③視察先対応者

商工観光部横手の魅力営業課	課長	佐々木 義和	氏
商工観光部横手の魅力営業課		小川 真貴子	氏
議会事務局	事務局長	皆川 規和	氏
議会事務局	主査	小田嶋 あけみ	氏

④施策概要

まず、「食」と「農」がまちづくりの中心的施策に位置づけられている。  
「めしあがれ」を世界の食卓へ。  
「いただきます」をすべての食べ物に。

#### 【背景】

弥生時代から守り育てられてきた稲作中心の農村文化が受け継がれてきたまち。横手市には、今もなお、平地の約8割が農用地という良好な環境があ

ります。市内 11,982 世帯が農業に携わっており、市全体の世帯数の約 4 割を占めています。冬の「かまくら」をはじめとして、地域に根付く多くの祭りや生活文化のルーツは「**農**」にある。

「**麴**」を中心とした発酵文化など、伝統食文化が薫るまちである。

横手市は、昔から「**麴**」文化が盛んで、**麴**をふんだんに使用した漬物をはじめ、味噌・醤油の醸造や日本酒・甘酒など**麴**を生かした産業が発達してきた歴史がある。

また、交通の要衝であったことから、市内には伝統のある朝市が 4ヶ所あり、これからも、高品質な農産物の発信地として多くの「**食**」を世に送り出し続けている。

#### 【まちづくりへの取り組み】

##### ●食のまちづくり宣言事業

「食と農」からのまちづくりスタートアップキャンペーン。

「食と農」からのまちづくり基本構想（指針）の策定、キャッチコピーやロゴマークを公開。

##### ●健食同源のまちづくり調査事業

食べ物と健康とのかかわりが「食と農」からのまちづくりの柱として掲げること为目标とした調査事業。

##### ●食育推進事業

みんなが楽しく学ぶことのできる「生涯食育プログラム」を策定。

また、食に親しむことのできる調理体験の会を開催。

##### ●プロの料理人支援事業

プロの料理人を対象に、地元食材を用いた調理講習会を開催し、さらなる技能向上を目指している。

##### ●学校給食実状調査・検討事業

学校や学校給食センター、食品納入会社の皆様と一緒に、地産地消の難しさを洗い出し、解決策を探っている。

##### ●直売所集合！フェスタの開催

市内の直売所が一同に会して、農産物の販売会を開催。

##### ●「いただきます」体感事業

子供たちが自らの手で釣ったイワナをさばいて調理し、食することを通じ「いただきます・ごちそうさま」の食に対する意識向上を目指す。

##### ●ふるさと横手の味っ子自慢宅配事業

横手市の特産品を詰め合わせ、宅配により首都圏などへお届けする。

##### ●米文化の地域づくり事業

古くから根付く米文化を継承・発展させるべく日本国内はもとより、海

外への文化の発信を推進している。

●横手市特産品開発支援事業

横手市内の生産者等が地場産品を活用した特産品を開発・発信しようとする場合、その経費の一部を助成している。

●地産地消生産拠点づくり事業

地場産品を介したヒト・情報が集まり、そして地域内外へ発信できる拠点（協議会）づくりをおこなっている。

●グリーンツーリズム「また、来てみたい」横手発見事業

横手のすばらしさ（自然・農産物・人々の素朴さ・郷土の味）を多くの皆様に体験していただけるよう、消費地との交流を促進している。

●よこて発酵文化研究所事業

よこて発酵文化研究所の事業を推進し、「全国発酵食品サミット」を横手市で開催。

●よこて食のアカデミー

「食と農からのまちづくり」の一環として、横手産の豊富な食材のフル活用を幅広くサポートしようと、スタートさせた。

【市民も「食」で活躍】

◎有名な「横手焼きそば」

・ご当地グルメを通じて、地域の魅力（**Brand**）を伝える **B-1** グランプリ（町おこし活動の披露の場）において横手やきそば暖簾会は、志を同じくする全国各地の町おこし団体と協力した活動を続け、第4回大会で「ゴールドグランプリ」を受賞。現在は、暖簾会を含んだ町おこし団体「横手やきそばサンライ’S」として、ふるさと横手の町の魅力と楽しさを伝える活動を日々続けており、市の農産物販売にも一役買っており、百貨店の横手市物産販売にも「横手やきそば屋台車」を出動させている。

【機構改革】

- ・より特化して業務遂行できる体制整備。
- ・マーケティング推進課の業務を農林部と商工観光部に分割し、部局横断連携事業とする。

マーケティング推進課

↳

↳

農林部 農業ブランド創造部

商工観光部 横手の魅力営業部

【農産品開発支援、特産品開発支援、販路拡大】

- ・新たな農産品の開発（横手市実験農場）

- ・新たな特産品の開発（六次産業化）
- ・圏外・海外での販路拡大

#### 【市内連携】

- ・「食と農」チーム・プラス Y プロジェクトの取り組み  
～広げよう、地産地消の輪～
- ・市内各種団体・市民が協力、自分の身の回りで出来る事を実行

#### 【ロゴマーク・キャッチコピーの策定】

- ・市民投票で決定

#### 【圏外での常設販売、定期的な物産展、海外へのプロモーション】

- ・東京圏、仙台圏での「直売所」設置推進事業  
百貨店・スーパーでの「直売所」設置をされている
- ・海外の富裕層をターゲットにしたプロモーション

#### ⑤参考資料

- ・食と農からのまちづくり（事業のあゆみNo.1、No.2）
- ・食コレクション
- ・発酵＋伝統＋食（横手発酵文化研究所）
- ・横手市実験農場

### （3）考察と今後の課題

「食と農からのまちづくり事業」について

今回、行政視察を行った横手市では守り育てられてきた稲作中心の農村文化が受け継がれてきたまちである。

横手市には、今もなお、平地の約8割が農用地という良好な環境があり、市内11,982世帯が農業に携わっており市全体の世帯数の約4割を占め、町の現状を強みとして、「食」と「農」を中心とした政策に位置付け、それを各種施策及び各事業に反映させた取り組みをされている。

B級グルメにおいては、「横手焼きそば」に代表されるように、全国に向けて「食」のアピールをされている。

一連の流れとして構築をされている事業

#### ① 【農産品開発支援】

新たな農産品の開発の推進。

横手市実験農場を活用し、新たな農産品を生み出す。

#### ② 【特産品開発支援】

新たな特産品の開発。（六次産業化）

新しく開発された農産品を新たな特産品として六次化。

### ③ 【販路拡大】

圏外・海外での販路拡大。

新たに生み出された特産品の販売方法を検討し販路を拡大していく。

ここでは、流通に携わる全国のバイヤーを集め会議を行っている。

一例として

- ① イタリア生まれ横手育ちのトマト『シシリアンルージュ』を開発。
- ② シシリアンルージュを丸ごと使用した濃厚で芳醇な甘さと酸味が特徴でそのまま飲んでもおいしく、トマトソースとしても使える果汁 100%ジュース『トマトのしずく (500ml)』を開発。
- ③ 横手産のりんご、ぶどう、トマト果汁 100%ジュースの詰め合わせとして、長女『林檎のしずく』、次女『葡萄のしずく』、三女『トマトのしずく』(各 500ml) の3本をセットにした『しずく三姉妹』を発売。また、ジュースにおいては海外でも販売され、1本 1,000 円の販売価格の設定であったが、バイヤーのアドバイスで 1,200 円に改定し、富裕層の間で売れ行きが好調となり、以前より販売高が上がった。

上記の流れでも分かるように、新たな生産、新たな商品が生まれることにより、地域産業、地域の企業活性化及び市民所得向上、雇用創出につながっている。

本市における今後の課題

天理市の現状を徹底的に調べる事が大切である。強み、弱み、可能性等々。

特産品はどういう現状なのか。耕作状態はどういう現状なのか。新たな農産品の開発が必要か否か。現状の農産品を六次化し新たな商品開発の可能性がないのか。現代社会においては多種多様化し、ただ生産者にだけ任せるのではなく、行政に携わる者はプロデューサー的な立場でコーチング、プロデュースが必要ではないか。また、地産地消の身近な取り組みとして、横手市のように「学校給食実状調査・検討事業」も良い取り組みだと感じた。学校や学校給食センター、食品納入会社の皆様と一緒に、地産地消の難しさを洗い出し、解決策を探っている。

総務財政委員会としては、まちづくりの観点からも地域活性化の事を考慮しながら行政視察で得た情報を、地域産業、地域の企業活性化及び市民所得向上、雇用創出につながる有効的な提言を行う。

また、各委員（議員）は常に意欲的に先進事例を研究し政策提言を行い、権能の違いを理解しつつも、行政とともに政策・施策に反映をさせ、市民生活の向上に努めていかなければならないと存じます。

## 2. 秋田県男鹿市

①視察日時：平成 27 年 7 月 1 日（水）午後 10 時 00 分～12 時 00 分

②調査事項 「空き家適正管理条例の制定」について

③視察先対応者

総務企画部総務課	課長	藤原 誠	氏
総務企画部総務課	主幹兼危機管理班長	三浦 幸樹	氏
総務企画部総務課	危機管理班 主任	吉田 新	氏
議会事務局	事務局長	木元 義博	氏
議会事務局	局長補佐	湊 智志	氏

④施策概要

・平成 17 年度に全市美化プロジェクト推進事務連絡会を設置し、観光地域のみを対象とした「景観を損なう建築物対策検討委員会」を設置。平成 18 年度に火災等の災害予防などの市民の安全確保と景観向上のために総合的な対策を検討し、廃屋撤去の促進を図るため対象建築物を拡大し一般家屋等も対象とした「男鹿市廃屋問題検討会」を設置し、同年度に「男鹿市廃屋対策推進計画」を策定。平成 19 年度に「男鹿市廃屋解体撤去促進助成要綱」及び「男鹿市廃屋解体補助金交付要綱」を策定。平成 25 年 1 月 1 日「男鹿市空き家等の適正な管理に関する条例を」策定。

・男鹿市の空き家数 208 件（平成 27 年 5 月末現在）

・建物状況を A～D ランクに選別。

A ランク・・・近隣に被害を被る可能性が高く除去すべきと思われるもの。  
(行政代執行対象)

B ランク・・・できれば解体、もしくは大規模修繕が必要と思われるもの。  
(助言指導対象)

C ランク・・・小規模の修繕で対応できるもの。(助言指導対象)

D ランク・・・空き家や既倒壊建物で近隣への影響がないと思われるもの。

・空き家条例制定後、補助金を活用した解体が 6 件、自主解体が 12 件、個人で修繕し居住が 1 件、空き家 227 件から 208 件に減少。

・空き家解体ローン 平成 26 年 7 月、秋田銀行と「空き家解体ローン」提携に関する覚書を締結。市が定める空き家等除却費補助金制度の利用と併用することにより一般者向けの金利を引下げし、老朽空き家対策事業の推進及び住民サービスの向上に努めている。

⑤参考資料

- ・空き家等適正な管理の取り組みについて
- ・男鹿市議会の概要
- ・議会だより

・観光ガイドブック・チラシ等

### (3) 考察と今後の課題

少子高齢化と核家族化が進む中、独居高齢者が増えており、その人の死後にその人の持ち家に住む人がいないなどの理由で空き家が増え続けています。

平成 25 年の総務省統計局の調査によると、全国の空き家は 853 万戸で、空き家率は 13.5%と過去最高の割合となりました。

空き家が増加すると、景観の悪化、火災発生の誘発、防災や防犯機能の低下が危惧されます。また、ごみの不法投棄や悪臭の発生など環境・衛生面でも懸念されます。このような空き家問題に対して、都市部、木造密集地域、農村地域、豪雪地域など、各地域の状況に応じた対策が必要となっています。

国では、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が、本年 5 月 26 日に全面施行され、同日に「特定空き家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）が示されました。

最近では、本市においても空き家問題の苦情が寄せられるようになってきました。早急に取り組まなければならない課題となっています。

現在、副市長を中心に市庁舎内部で構成されたプロジェクトチームを立ち上げ、連絡会を開催し、適正管理と利活用について検討を行っているが、ガイドラインを参考に、空き家の実態調査に取り組むとともに、市長及び外部を含んだメンバー構成で「空き家等対策推進協議会」の設置が必要です。また、計画的な除却及び社会資本整備総合交付金の空き家再生等推進事業等の補助金活用のための「空き家等対策計画」の策定が必要です。

市が所有者に対して指導・助言・勧告を行う「空き家の適正管理に関する条例」の制定や、「廃屋の解体撤去を促進するための助成事業」の検討や、利活用を促進するための「空き家バンク」の設置について検討すべきです。

### 3. 秋田県大仙市

①視察日時 平成 27 年 7 月 2 日（木）午前 9 時 30 分～11 時 30 分

②調査事項「地域振興事業（地域枠）」について

「小規模・高齢化集落等コミュニティ対策事業」について

③視察先対応者

市議会	議長	橋村 誠	氏
企画部まちづくり課	課長	高橋 正人	氏
	主席主査	高橋 靖弘	氏
	主任	田村 将悟	氏
議会事務局	主査	佐藤 和人	氏



#### ④ 施策概要

##### 『地域振興事業（地域枠）について』

#### 1. 地域協議会と地域枠予算の関係について

##### (1) 地域協議会

○合併協議により旧市町村を単位として、地方自治法に基づく地域自治区を8地区に平成17年に設置しそれぞれに地域協議会を設ける。

##### (2) 地域枠予算の創設

○地域の課題解決のため、行政と市民が一体となった事業の取り組み、協働のまちづくりを進めることを目的に、平成18年度に創設した。

##### (3) 地域枠予算との関係

○支所と地域協議会との協議により地域が抱えている課題に自主的、かつ主体的な担い手として対応する市民の活動を応援する予算とする。

○地域枠予算を活用した事業の可否について、地域協議会の意見を聞くものとし、その意見を尊重して交付の可否を決定するものとする。

#### 2. 地域枠予算とは

○市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくとともに、地域の活性化により、地域が抱えている課題に自主的、かつ主体的な担い手として対応する市民の活動を応援する予算。

#### 3. これまでの経緯について

##### (1) 平成18年度

###### ○「地域振興事業（地域枠予算）」創設

- ・地域の課題に対して地域協議会との協議により、行政と市民が一体となって事業に取り組み、協働のまちづくりを進めていくことを目的に創設。
- ・大曲地域に1,000万円、その他地域に各500万円を配分。(総額4,500万円)

##### (2) 平成21年度

###### ○「地域枠予算の運用に係わるガイドライン」策定

- ・地域枠予算運用にあたり、各地域において、共通認識のもとに執行されることを目的として策定。

###### ○「大仙市地域づくり事業補助金交付要綱」改正

- ・地域づくり事業補助金の上限額を20万円から30万円に増額。

##### (3) 平成22年度

###### ○「地域振興事業費（地域枠）」予算額の増額

- ・大曲1,000万円、その他地域500万円の配分額に、更にその他地域に人口割りで500万円を配分。(総額5,000万円)

(4) 平成 23 年度

○「大曲地区コミュニティ協議会」設立

- ・自治会、町内会のほか、地域の各種団体等がまとまって、住民自らが地域のために行動する仕組みをつくっていくために、地区コミュニティ会議、自治会連絡協議会等を全市に組織化を進めている中で、大曲地区 57 自治会の連合体として、4 ブロック制によるコミュニティ会議を設立。
- ・中仙地域においては、平成 24 年度中に設立。

(5) 平成 24 年度

○「地域振興事業費（地域枠予算）予算額の増額

- ・大曲 1,000 万円、その他地域の人口割り配分を 1,000 万円に増額。  
(総額 5,500 万円)

○「大仙市地域づくり事業補助金交付要綱」改正

- ・Ⅲ型における地区コミュニティ会議・自治会連絡協議会等の補助内容改正。

○「地域枠予算の運用に係わるガイドライン」改正

- ・Ⅱ型の支給適正要件、支給科目の見直し。
- ・Ⅲ型における地区コミュニティ会議・自治会連絡協議会等の補助内容見直し。

(6) 平成 25 年度～

- 平成 24 年度と同様に配分。(総額 5,500 万円)

4. 施類型について

(1) I 型

- 市民との行政のまちづくりを推進するとともに、地域の活性化を図るため市民と行政が役割分担を図るなかで、事業実施にあたり市が事務局となるもの。

(2) II 型

- 地域の団体（市民）と行政が協働で実施する事業のうち、市民が労務を提供し行政が支援することにより、事業費以上の効果が期待できるもの。

(3) III 型

- 地域の団体が実施する事業で、ガイドラインで定める補助対象事業に相当するもの。

5. 今後について

「地域枠予算」については、平成 18 年度の制度創設以来、各地域において工夫を凝らした特色ある事業が実施されているところであるが、創設から 10 年目の節目を迎え、その運用に関して様々な問題も生じていることから、今年度制度の検証、評価を行った上で、地域協議会委員から

の意見も参考にしながら総合的に検討していく。

### 『小規模・高齢化集落等コミュニティ対策事業』

#### 1. 小規模・高齢化集落等コミュニティ対策会議

目的：小規模集落、高齢化集落等の現状と課題を把握するとともに、コミュニティの機能の再生・維持・活性化につながる支援策の検討・実現を図る。

参加者：下記地区の代表者、集落支援員、県・市職員

内容：計9回の会議を行い提言書の提出。

課題：小規模間の合併については、地域性や集落のしきたり、環境等困難。

#### 2. 集落支援員

役割：集落点検。（アンケート調査・住民からの聞き取り・見守り・困りごと相談）市とのパイプ役。（各種申請の補助・集落の意見の吸い上げ）活性化事業の推進。（地域資源を活かした事業・座談会の開催補助）地域課題の改善。（小規模高齢化集落等コミュニティ対策会議への参加）。支援員は自分の集落でない所に入る。

報酬（月5万円）交通費1<sup>キ</sup>。20円支給

人数：3名（3名から6名に拡充、H27年度～）

導入集落：7集落（3地域）（導入集落の掘り起こし、H27年度～）

課題：○支援員の導入集落希望が少ない。

集落と接する様々な場面（補助金申請時、座談会、困りごと相談時等）で集落支援員の紹介を行う。

○集落の住民との距離感がある。

導入集落選定時に確かな要望のあるところを選ぶと同時に、住民に対しても丁寧な説明を行う。

○支援員に関する認知度が低い。

ブログ、フェイスブック等を活用して発信を行っていく。

#### 3. 「がんばる集落」活性化支援事業

目的：集落自ら行う、地域活性化事業の推進。

内容：新規・拡充事業の初期的経費への補助 補助率：90/100

補助上限：70万円、100万円（新たな支援策の実施、H28年度～）

#### 4. 地域おこし協力隊

新規：地域の活性化を促す若者及び地域外からの行事等への参加者など斬新な発想を持っている人が少なくなったため。

2名採用予定（H27年度～）

#### 5. 次世代リーダー育成研修会

新規：○主導出来る強いリーダーの減少、世代交代の遅れ解消

○自治会の代表（自治会推薦若年者）

○地域づくりに興味のある若年者

○PTA関係者等を対象に開催予定（H27年度～）

## 6. 対策

外部の人材による支援（地域おこし協力隊）と同時に、地域の人材による支援（集落支援員）に力を入れていくことで、大仙市スタイルの集落支援の確立を目指す。

〈新たな地域コミュニティの構築に向けての提言〉

・人口減少と高齢化及び近隣関係の低下、により集落においては地域コミュニティの機能低下と共に、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、地場産業の停滞、空き家や耕作放棄地の増加など様々な問題が生じている。

こうした状況から、集落の持つ機能の維持又は回復を図り、集落が共同体としての機能を次世代に引き継いでいける方策を検討するため、平成20年に「小規模集落コミュニティ対策会議」を立ち上げ、提言を基に「集落支援員制度」や「がんばる集落活性化支援事業」などの施策を実施する。

### 1. 活性化対策について

○集落における人材不足と強いリーダーの不在について

- ・集落支援員の拡大。
- ・リーダー向けの研修会の実施と次世代リーダーの育成。
- ・集落会館の統合。
- ・高齢者の知恵、経験の活用する仕組みの構築。
- ・高齢者を中心に集落の歴史の編纂。

○集落活動への関心・参加不足について

- ・集団活動の楽しさをアピール。
- ・集落への関心を高めるため集落会報の作成。
- ・様々な意見の反映。
- ・地域事業への参加には社会全体の協力体制。

○希薄な近所付き合いとコミュニケーション不足について

- ・住民同士が互いに顔を合わせるきっかけづくり。
- ・転入者へ集落の決まりごとに関する説明。
- ・子どもの時から住民同士の繋がりに関する道徳感を持つ。

○慣習について

- ・女性が活躍できるような環境が必要。
- ・若い世代の意見も尊重。
- ・模範的な集落の情報の発信。

○農業の衰退について

- ・新規就業者の開拓、育成が必要。
- ・行政のさらなる支援が必要。
- ・農産物、郷土料理の新しい活用方法を検討する。

○地域資源の活用不足について

- ・住民一人ひとりが案内人として地域のPR。
- ・集落マップ等を作成し、地域資源の再確認。
- ・先進的な情報発信を学ぶ。
- ・神社、集落会館の有効活用を図る。

2. 生活対策について

○高齢者の健康維持とコミュニケーションの確保について

- ・集う場所や、物品の整備が必要。
- ・高齢者活動を支援する団体の育成が必要。
- ・行事や会合等の高齢者の積極的な参加を促す。

○集落の高齢化について

- ・自主防災組織等、共助ネットワーク組織の構築と情報の共有が必要。
- ・高齢者支援員や相談員の設置が必要。
- ・高齢者の情報把握と支援体制の確立が必要。
- ・民間事業者等による高齢者の安否確認体制の充実。
- ・家族の助けと近隣住民の協力体制が必要。
- ・高齢者の働ける環境整備が必要。

○地域の防災・防犯について

- ・防災に対する住民意識の高揚が必要。
- ・地域の災害時におけるシミュレーションの対応。
- ・自主防災組織の設置。
- ・地域住民の声を活かした避難場所、避難順路の検討と周知が必要。
- ・災害時の確実な情報伝達の確立。
- ・要援護者の情報把握と連絡方法の徹底。
- ・消防団員の確保。
- ・集落内の防災対策の構築が必要。

○買い物に関する問題について

- ・移動販売車の定期的な運行。モデル地区を設定。運営会社と契約。経費の支払い。
- ・高齢者宅配サービスが必要。
- ・各地域への出張店舗の開設。
- ・近隣住民同士の協力が必要。

- ・買い物支援に関するアンケートの実施。
- 生活上での移動手段の確保について
  - ・公共バスの利便性の向上。
  - ・タクシー利用の利便性の向上。
  - ・主要機関からのシャトルバスの運行。
  - ・地域の交通を地域住民自ら考えることが必要。
  - ・市内の公共交通に関する問い合わせ窓口の設置。
- 空き家の増加について
  - ・空き家の利用者確保が必要。
  - ・行政との連絡体制を整える。
  - ・自宅を空き家にする際の相談窓口の設置。

#### ⑤参考資料

- ・地域振興事業費（地域枠予算）について
- ・小規模・高齢化集落等コミュニティ対策事業について
- ・「がんばる集落」活性化支援事業について

### （3）考察と今後の課題

人口減少や少子高齢化が進み、家族の枠組みが変化し家族間の絆が求めにくくなってきている。時代に対応した、集落の望ましい姿に近づくためには、住民一人ひとりが、「このままではいけない」「なんとかしたい」と危機感を抱きながら、現状と課題を見つめ直し、自らの課題としてとらえていかなければならない。

そのためには、住民を引っ張っていくリーダーの存在が必要である。

また、高齢者の「出かける先」をつくり、「お茶飲み」文化の復活や情報交換が出来る場所の確保が必要。

セーフティネット機能、防災・防犯の地域セキュリティ機能、高齢者の移動手段に関する交通サービス機能が低下してきている。

住民と行政との「協働」社会、地域住民との「共助」、地域コミュニティの再構築が重要である。